

令和 2 年 6 月 11 日

区民部国保年金課

議案第 4 2 号 練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

(1) 新型コロナウイルス感染症に対応するための改正

ア 新型コロナウイルス感染症対策として、国からの通知を踏まえ、国の財政支援に沿った内容で傷病手当金を支給するための規定を新たに設ける。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る保険料について、国からの通知を踏まえ、納期限を過ぎた保険料についても遡及して減免を行うため、所要の改正を行う。

(2) 地方税法における延滞金の特例規定の改正に伴う改正

練馬区国民健康保険条例（昭和34年11月練馬区条例第18号）における国民健康保険料の延滞金の割合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方税の延滞金の割合に準じて規定している。

令和 2 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称が変更されたことに合わせ、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に対応するための改正

ア 傷病手当金の新設に係る改正（付則第 8 条—付則第 10 条関係）

(ア) 対象者

練馬区国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染したもまたは発熱等の症状があり感染の疑いがあるもの

(イ) 支給額

$$\boxed{\text{支給額}} = \frac{\boxed{\text{直近の継続した 3 か月間の給与収入の合計額}}}{\boxed{\text{就労日数}}} \times \frac{\boxed{2}}{\boxed{3}} \times \boxed{\text{支給対象日数}}$$

(g) 支給対象日数

令和2年1月1日から同年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降の就労を予定していた日数

イ 保険料減免に係る申請期限の特例に係る改正（第24条関係）

つぎの(ア)または(イ)に該当する者の令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する平成31年度分および令和2年度分保険料について、申請により減免を行うため、既に納期限を過ぎた保険料についても、区長が指定する日までに申請したときは遡及して減免できるように特例を設ける。

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少が、前年の当該収入の10分の3以上見込まれる場合（前年の所得の合計額が1,000万円以下であり、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である場合に限る。）

(2) 地方税法における延滞金の特例規定の改正に伴う改正（付則第2条関係）

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、文言の整理を行う。

3 施行期日

2の(1) 公布の日

2の(2) 令和3年1月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、つぎに掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項第1号に該当する者に係る保険料の減免は、申請の日以後の納期限に係る保険料から適用し、同項第2号に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料から適用する。</p> <p>4 [略]</p> <p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第21条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限まで<u>（これにより<u>難しい特別の事情があると認められる場合には、納期限後の区長が指定する日まで</u>）</u>に、つぎに掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項第1号に該当する者に係る保険料の減免は、申請の日<u>（前項の規定により<u>区長が申請書の提出期限を指定した場合において、当該提出期限までに申請書を提出したときにあつては、区長が必要と認めた日</u>）</u>以後の納期限に係る保険料から適用し、同項第2号に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料から適用する。</p> <p>4 [略]</p> <p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第21条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの</u></p>

適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

[新設]

割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。た

だし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

[新設]

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

[新設]

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部または一部につき、その全額を受けられなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けられなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただ

し、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第2条の改正規定および付則第3項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）付則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日までの間に属する場合に適用することとする。

3 新条例付則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。